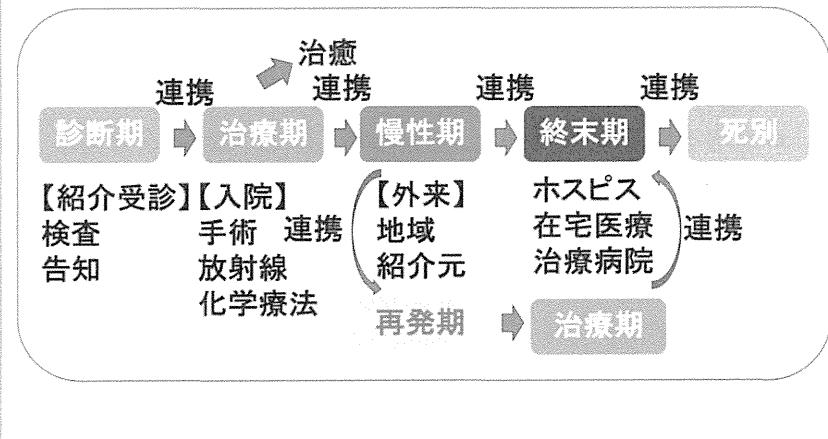




6. おわりに



本セミナー参加者は、がん医療ネットワークナビゲーター、すなわち「がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素養を修得した者」を目指し、本セミナーを通してナビゲーターの存在意義、ナビゲーターに必要な知識とスキルを学んだと思う。

がんと診断された患者は、常に不安を抱えつつ、それでも治癒という成功を夢見て前向きに頑張ろうとするものである。しかしながら、現実は厳しく、診断時から成功（治癒）を目指せない患者も多い。また、がん患者を取り巻くがん医療の環境は、地域内においても専門性により細分化され、患者に時間的・空間的移動を課している。患者は複数の医療機関・介護施設を行き来し、その道順さえ理解していない状況である。

がん医療ネットワークナビゲーターは、患者の不安を相談支援により減らしながら、がん医療ネットワーク内の水先案内人として患者を導き、最終的に患者に質の高い最良のがん医療を提供する地域がん医療のキーパーソンとなるであろう。参加者全員がこのプロジェクトの成功体験者となることを祈っている。



がん医療ネットワークナビゲーター に関するQ&A

Q. 個人で『地域のがん医療ネットワーク』に属するには、どのような手続きを踏めば良いのですか？

A. あなたが活動する二次医療圏もしくは都道府県のがん医療ネットワークナビゲーター認定研修施設にお尋ねください。認定研修施設の担当者または指導責任者は、『地域のがん医療ネットワーク』に属しているがんサロンやピアサポートグループなど、あなたが参加できる組織・団体について教えてくれます。その組織・団体に参加することで、『地域のがん医療ネットワーク』に属することになります。



がん医療ネットワークナビゲーター に関するQ&A

Q. 自分の所属する施設が『地域のがん医療ネットワーク』に属しているかどうかはどうすればわかるのですか？

A. あなたが活動する二次医療圏もしくは都道府県のがん医療ネットワークナビゲーター認定研修施設にお尋ねください。認定研修施設の担当者または指導責任者が確実にお答えいたします。



がん医療ネットワークナビゲーター に関するQ&A

Q. がん医療ネットワークナビゲーターは新しい医療職ですか？

A. いいえ、医療職ではありません。がん医療ネットワークナビゲーターは、一般社団法人日本癌治療学会が資格を認定するボランティア活動者という位置づけになります。



がん医療ネットワークナビゲーター に関するQ&A

Q. がん医療ネットワークナビゲーターになるには、いくらかかりますか？

A. 癌治療学会の準備する全てのプログラムで受けて、審査申請する場合についてお答えします。

Aセッション受講料:	3,000円
Bセッション受講料:	5,000円
eラーニング受講料:	10,000円
審査申請料:	5,000円
認定料:	10,000円
計	¥ 33,000円

がん医療ネットワークナビゲーター
コミュニケーションスキルセミナー：Bセッション
「開催の手引き」

【開催にあたって】

背景

がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がん診療連携拠点病院（以下、拠点病院）にがん相談支援センターの整備が進み、がん専門相談員ががん患者・家族の相談支援活動を行っている。また、民間団体や自治体ではピアサポートーの育成のための研修を開催し、相談支援活動に組み入れる努力をしている。しかしながら、在宅療養中の患者・家族やがん相談支援センターを持たない市中病院では、がん医療を受ける患者・家族のがん相談支援・ピアサポートに関するニーズに対応できていない。

日本癌治療学会は、上述のがん相談支援者不在の場で悩むがん患者・家族を支援すべく、がん医療ネットワークナビゲーター制度を立ち上げた。がん医療ネットワークナビゲーターは、地域医療圏のがん医療ネットワークに属し、拠点病院のがん専門相談員やピアサポートーと協力して、がん患者・家族に適切な情報を提供する相談支援者である。

本セミナーの目的

がん医療ネットワークナビゲーターが、がん患者・家族に対する適切な相談支援者であるためには、積極的傾聴や適切な情報提供など高いコミュニケーションスキルを必要とする。本セミナーでは、がん医療ネットワークナビゲーターに必要なコミュニケーションスキルを講義・ロールプレイ・グループ討議を通じて学び、実地研修や資格取得後の現場で活用できることを目的とする。

本手引きの使用にあたって

本「開催の手引き」は、日本癌治療学会認定ナビゲーター制度委員会（以下、制度委員会）により決定されたがん医療ネットワークナビゲーター制度の規約・細則および育成プログラムに準じて開催するコミュニケーションスキルセミナーの実施内容について、その手順を記載したものである。このロールプレイのシナリオや参加者の役割分担については、参加人数やファシリテーターの数などにより変更可能である。

ただし、大幅な変更などを行う場合には、制度委員会に問い合わせいただきたい。

連絡先：日本癌治療学会東京事務局がん医療ネットワークナビゲーター制度委員会担当

【セミナー開催に向けた準備】

1-1. 教育研修セミナー：Aセッションを受講する

参加者はコミュニケーションスキルを学ぶ以前に、現在の日本におけるがん診療においてがん診療ネットワークナビゲーターが必要な理由、がん医療ネットワークとはどのような役割をになうのか、ナビゲーターに必要な基本的知識などを理解しておく必要があるため、原則として教育研修セミナーまたはこれに準じたセミナーを受講しておく必要がある。

1-2. eラーニング：コミュニケーションに関する講義を受講する

参加者は、グループ討議やロールプレイで効果的に学習するために、Bセッションに参加する前に、がん患者とのコミュニケーションスキルについての必要な知識を得ておけるよう、eラーニングでコミュニケーションに関する講義を受講しておく必要がある。

2. セミナーの実行組織をつくる

がん医療ネットワークナビゲーター認定施設の責任者が中心となり、制度委員会と連絡をとり、会場の確保、ファシリテーターの確保、開催通知・広報などを担当する実行組織をつくり、セミナーの運営について計画・立案する。

3. 地域のがん医療ネットワーク内の連携をはかる

がん医療ネットワークナビゲーターは地域のがん医療ネットワークで活動するために育成されるため、セミナーの開催に関しては地域内の医療機関、介護福祉機関、行政、ピアサポートグループ等に広報することが望ましい。

4. 開催日、開催規模（募集人数）、開催場所を決定する

カリキュラムに準じて3時間以上の1日開催であることは順守する。ファシリテーターを外部から招請する必要がある場合は、日程等を決定する前に人員の調整(5)を行なう。

5. セミナー開催に必要なスタッフを確保する

1) セミナー主催責任者

日本癌治療学会が認定するがん医療ネットワークナビゲーター認定研修施設の指導責任者がその任を負う。

2) セミナー企画責任者

セミナーの内容について、カリキュラムに準じつつ地域医療ネットワークの現状に合致するように企画し、運営、進行に中心的な役割を果たす。下記のいずれかを満たすことが望ましい。

- ① セミナー主催責任者
- ② がん医療ネットワークナビゲーター認定取得者
- ③ その他、制度委員会で認められたもの

3) セミナー協力者

セミナーの企画、運営、進行および講義、ロールプレイやグループ討議のファシリテーターは、セミナー参加者4～8人に一人程度は必要となる。セミナー協力者は、セミナー主催責任者が能力を有すると判断したものとする。セミナー協力者には、国立がん研究センターが開催する「がん相談支援センターがん専門相談員基礎研修(1)～(3)」までを受講修了したがん専門相談員や、「がん総合相談に携わる者に対する研修プログラムピアサポート編」を受講しロールプレイ研修を経験した者が含まれていることが望ましい。

また、必要に応じて、日本緩和医療学会主催「精神腫瘍学指導者研修会」修了者等のがん医療におけるコミュニケーションについて教育を行っている精神科医や心療内科医を協力者に含めることについて検討すること。

【コミュニケーションスキルセミナー：B セッション プログラム】

1. プログラムのポイント

- ① セミナーは3時間以上、1日で終了すること
- ② 最大参加人数は原則として50名を超えないこと
- ③ プレテスト（教育研修セミナーの理解度チェック）を行う
- ④ イントロダクションでがん医療ネットワークナビゲーターを説明
- ⑤ アイスブレーキングの時間を設けること
- ⑥ eラーニングを受講していることを前提として、コミュニケーションの要点に関する講義を行うこと
- ⑦ ロールプレイを行うこと（1グループ原則3名とする。シナリオは面談相談とする）
- ⑧ 相談に関するグループ討議（1グループ10名まで、相談場面のビデオまたは録音テープを視聴してグループ討議を行う）
- ⑨ 振り返りを兼ねてアンケートを実施する、

2. プログラムチェックリスト

□ プレテスト	～10分
□ イントロダクション	～10分
□ アイスブレーキング	～10分
□ 講義（コミュニケーションスキルとロールプレイの説明）	～30分
□ ロールプレイ（面談相談におけるコミュニケーション）	～60分
□ グループ討議（相談場面でのコミュニケーション）	～40分
□ 振り返り及びアンケート	～20分

3. ロールプレイ

- ① 1グループ、原則3名とする。2回シナリオを行うときは4人でも可とする。
- ② 役柄は3種類（ナビゲーター、相談者、相談者家族、観察者）
※4名の時は相談者家族を追加すること。ただし、家族を省き観察者2名とすることも可とする。
- ③ 使用するシナリオは面談相談の内容とする。十分な時間が確保されている研修会では2種類のシナリオを実施することも可とする。
- ④ ロールプレイ→フィードバック→全体で意見交換の順で進める
- ⑤ フィードバックはナビゲーター→相談者→観察者の順で行う
- ⑥ 実際の流れ：1回12分を目安にする。4名であっても1シナリオ3セットまでとする。※4名の場合1名がナビゲーターを経験できない。その場合は次のシナリオで必ずナビゲーター役を経験するように調整する。

- 1分：シナリオ読みあわせ
- 5分：ロールプレイ
- 5分：フィードバック
- 1分：全体討議

※十分な時間が確保されている研修会では、ロールプレイの時間を7分、フィードバックの時間を6分とすることを可とする。

4. グループ討議

- ① 1 グループ 10 人まで（全体で 5 グループまで）
- ② 相談場面でのビデオ又は録音テープを全体で聴取する（10 分）
- ③ 相談内容やナビゲーターの対応をグループで討議（20 分）
- ④ グループ毎に発表（各 2 分）

5. プログラム雛型

開始時間	終了時間	所要時間 (分)	内容	形式
8:00	8:30	30	受付	
8:30	8:40	10	プレテスト	プレテスト
8:40	8:50	10	イントロダクション	講義
8:50	9:00	10	アイスブレーキング	
9:00	9:30	30	コミュニケーションスキル	講義
9:30	10:30	60	面談相談模擬体験	ロールプレイ
10:30	11:10	40	相談場面の検討	グループ討論
11:10	11:30	20	振り返りとアンケート記載	講義・アンケート

6. シナリオ例

【事例 1】面談相談

- 相談者：肺がん患者
- がん医療ネットワークナビゲーター：薬剤師の資格あり
- 相談場所：保険薬局面談室
- 場面設定：

きよ子さんは、半年前に肺がんの手術を受けました。その後、補助化学療法として、経口抗がん剤を内服中。最近気がかりなことがあります。かかりつけの保険調剤薬局にがん医療ネットワークナビゲーターの資格を持った薬剤師がいることを知り、思い切って相談してみることにしました。

【事例 2】面談相談

- 相談者：乳がん患者
 - がん医療ネットワークナビゲーター：看護師の資格あり医療連携室勤務
 - 相談場所：がん相談支援センターを持たない中規模病院の連携室
 - 場面設定：
- さゆりさんは、乳がんの手術後、補助化学療法として抗がん剤の点滴治療を行っています。最近、治療が辛くなりやめたいと思っています。がん拠点病院以外の病院を受診した際に、ポスターで、がん医療ネットワークナビゲーターの存在を知り相談してみることにしました。

【事例3】面談相談

- 相談者：乳がん患者
- がん医療ネットワークナビゲーター：ピアソポーター（がんサバイバー）
- 相談場所：がん相談支援センターを持たない中規模病院の連携室
- 場面設定：

あきさんは、再発乳がんにて4ヶ月前から点滴の抗がん剤治療を行っています。抗がん剤の副作用のことや、骨転移のことなど不安がたくさんありますが、なかなか相談できずにいました。化学療法室の看護師よりおしゃべり相談室を紹介され、そこで、がん医療ネットワークナビゲーターの資格を持ったピアソポーターに相談することにしました。

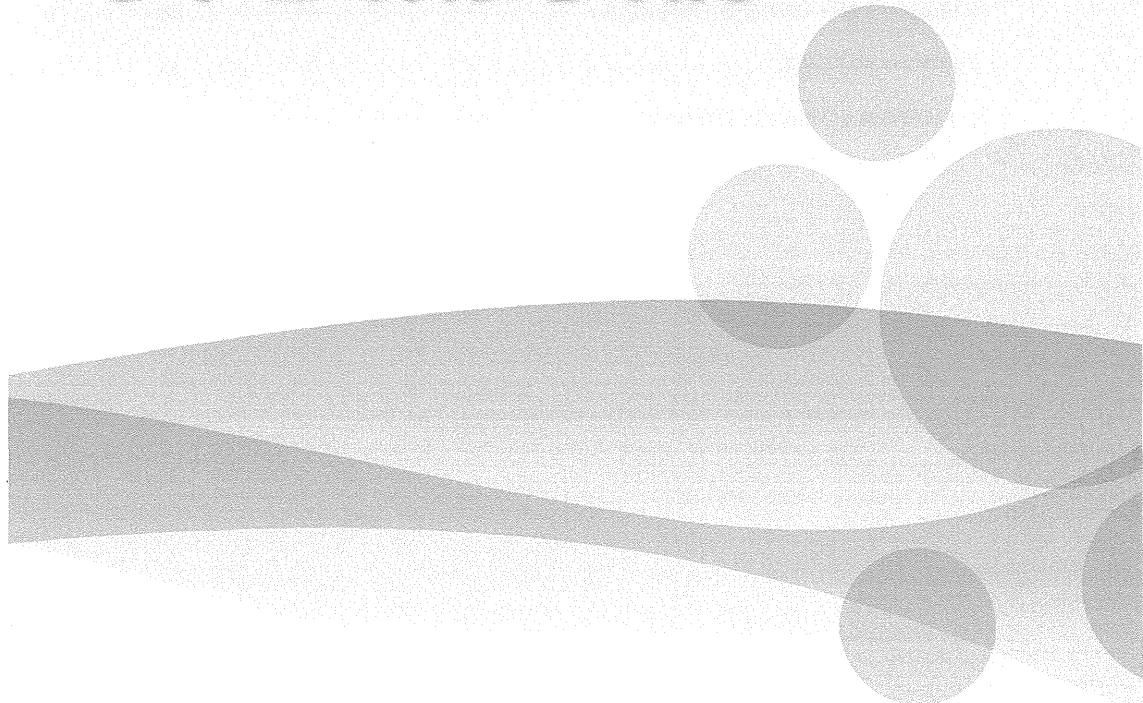
【資料4. 認定がん医療ネットワークナビゲーター 実地研修要綱】

平成26年度 厚生労働省 がん対策推進総合研究事業

がん医療ネットワークナビゲーターによるがん医療情報提供強化プロジェクト：
情報が確実に手元に届く地域連携モデルの構築

認定がん医療ネットワークナビゲーター

・ 実地研修要綱



目 次

1. 認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則	3
2. 認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則運用細則	7
3. 実地研修要綱（V1.1.6）	11
4. 実地研修報告書様式	
① 認定研修施設情報	18
② 担当症例一覧表及び SBO チェック項目一覧表	
認定指導施設長および指導責任者証明欄	25
③ 相談シート項目（厚労省委託調査対応版）	28
④ 相談シート記入要領	30
⑤ 症例報告書及び指導責任者指導内容	36

認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 我が国におけるがん医療の発展と進歩を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、一般社団法人日本癌治療学会（以下、本法人と略す。）は認定がん医療ネットワークナビゲーター制度を定める。

(定義)

第2条 本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター（以下、認定がんナビゲーターと略す。）は、がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素养を修得した者である。ただし、医療介入に関してはこれを禁ずる。

(業務)

第3条 認定がんナビゲーターの業務は以下のように規定する。

- (1) 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を収集する。
- (2) がん患者・家族等の求めに応じ、がん診療情報や医療サービス情報を適切に提供する。
- (3) 地域連携クリティカルパスの運用支援を行う。
- (4) 臨床試験・治験に関する情報を適切に提供する。
- (5) 医療介入またはこれに相当する可能性のある行為は行わない。

(個人情報保護および秘密保持)

第4条 認定がんナビゲーターは、その職務履行に際して、個人情報保護義務および秘密保持義務を負う。

- 2 守秘義務を課された職種以外の者がこれにあたる場合は患者との秘密保持契約を結ぶ。
- 3 認定がんナビゲーターは、退任後も業務上知り得た情報を外部に漏洩してはならない。

(認定がんナビゲーター制度委員会の設置)

第5条 本法人は、認定がんナビゲーター制度委員会（以下、制度委員会と略す。）を置く。本委員会の構成及び運営については細則に定める。

第2章 認定がんナビゲーターの申請

(申請資格)

第6条 認定がんナビゲーターの認定を申請する者は、申請時前3年の間に下記の条件をすべて満たすことをする。各条件の詳細は細則に定める。

- (1) 本法人の定めるeラーニングシステムにおいて所定の科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格し、修了証を取得している。
- (2) 下記に定めるセミナー等（①、②、③）のうち、いずれか一つに参加し受講修了証を取得している。
 - ① 本法人の開催するセミナー
 - A セッション：教育研修セミナー
 - B セッション：コミュニケーションスキルセミナー
 - ② 本法人が認める下記の研修のa)、b)のいずれか
 - a) がん相談支援センター相談員基礎研修（1）（2）（3）
 - b) がん総合相談に携わる者に対する研修プログラムビアサポート編「これからビアサポートをはじめる人へ」の研修テキストを用いて開催される研修会

ただし、
- a) を受講した者のうち、（1）（2）まで履修済みで（3）が未修の者は①本法人の開催するセミナーBセッションを受講しなければならない。

- b) を受講した者のうち、研修プログラムにロールプレイが含まれなかった場合は①本法人の開催するセミナー・セッションを受講しなければならない。
③ このほか、本法人が認めるセミナー、研修会等
- (3) 本法人の定める認定研修施設において、本法人の定める地域医療ネットワークの実地研修を修了し、指導責任者による証明がなされている。
- (4) 申請時にがん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織に所属している。

(申請書類の請求)

第7条 新規認定を申請する者（以下、新規申請者と略す。）は、本法人ホームページより、申請書類をダウンロード及びプリントアウトする。

(申請)

第8条 認定を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査)

第9条 制度委員会は毎年1回、申請書類によって新規申請者の認定資格を審査し、その結果をがん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会に答申する。

- 2 申請書類に虚偽が認められたときは、制度委員会で検討し、がん診療連携委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議決を経て、認定がんナビゲーターの対象から除外する。ただし、本人の意志に反する場合、その新規申請者に対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。
- 3 前項に基づき認定がんナビゲーターとして認定されなかった者は、その日から3年間、認定がんナビゲーターの申請をすることを認めない。
- 4 制度委員会は、第2項に基づき新規申請者を認定がんナビゲーターとして認定しなかった場合は、その者の指導責任者及び所属する施設責任者に、その旨を通知する。

(認定証の交付)

第10条 認定は制度委員会の審査を経て、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会で承認し、本法人ホームページで速やかに公知し、認定証書を授与する。

(資格の期限)

第11条 認定資格の期限は5年とする。認定がんナビゲーターは5年ごとに更新の手続きをとらなければならない。更新の手続きは第3章に定める。

第3章 認定がんナビゲーターの更新

(申請資格)

第12条 5年ごとの更新とし、更新申請者は、申請時に次の各号に定めるすべての条件を要する。

- (1) 本法人の定めるeラーニングシステムにおいて所定の更新用履修科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格し、修了証を取得している。
- (2) 活動実績について、前回認定日（初回認定日あるいは前回更新日）から申請時までの期間に、30例以上の相談を受けている。
- (3) 前回認定日（初回認定日あるいは前回更新日）から申請時までの期間に、本法人の開催する認定がんナビゲーター教育研修セミナーに2回以上参加している。
- (4) 前回認定日（初回認定日あるいは前回更新日）から申請時までの期間に、本法人が定める地域がん医療ネットワークの施設等が開催するがん医療ネットワークに関わるカンファレンス、セミナー、研修会等に5回以上参加している。
- 2 更新申請を正当な理由で行えない場合は、更新猶予申請書及び更新申請を行えない理由を証明するものを提出し、本法人理事会の承認を得なければならない。

(申 請)

第13条 更新を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査、認定証の交付及び資格の期限)

第14条 第9条、第10条、第11条の規定を準用する。この場合の新規申請者は更新申請者に読み替えるものとする。ただし、第9条第4項については、施設責任者のみへの通知とする。

第4章 認定の取り消し

(認定の取り消し)

第15条 次に掲げる各号に該当する者は、制度委員会で審議し、がん診療連携委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議を経て、認定がんナビゲーターの認定を抹消する。ただし、本人の意志に反する場合、その認定がんナビゲーターに対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 正当な理由を付して、認定がんナビゲーターとしての登録を辞退した者。
- (2) 認定がんナビゲーターの更新申請を行わなかった者。ただし、更新猶予申請が承認された者は、この限りではない。
- (3) 申請書に虚偽が認められた者。
- (4) その他、認定がんナビゲーターとして不適当と認められた者。

(復活、再申請)

第16条 やむを得ない事情により認定がんナビゲーターの認定を抹消された者については、本法人理事会の議を経て、認定の復活を認めることができる。

- 2 前条第1号および第2号に基づき認定を抹消された者は、抹消された翌年以降に新規申請を行なうことができる。
- 3 前条第3号に基づき認定を抹消された者は、新規申請を行うことができるが、抹消された日から3年間は、これを認めない。また、制度委員会は、その者の所属する施設責任者に、その旨を通知する。

第5章 認定がんナビゲーター指導責任者の申請

(指導責任者)

第17条 次の各号に定めるすべての資格条件を満たすものを指導責任者として認める。

- (1) 日本癌治療学会正会員である。
- (2) 日本がん治療認定医機構の認定するがん治療認定医である。
- (3) 本法人の定める認定研修施設に常勤する者である。
- (4) 地域のがん医療ネットワークの構築・運営に責任ある立場の者である。

(申 請)

第18条 認定を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査、認定証の交付及び資格の期限)

第19条 第9条、第10条、第11条の規定を準用する。この場合の認定がんナビゲーターは認定がんナビゲーター指導責任者に読み替えるものとする。ただし、第9条第4項については、施設責任者のみへの通知とする。

(失 効)

第20条 認定がんナビゲーター指導責任者資格は第17条に定められたすべての資格条件を満たさなくなつた時点で失効する。

第6章 認定研修施設の申請

(申請資格)

第21条 申請により、制度規則第17条に定める指導責任者1名以上が常勤し、指導責任者の下に十分な指導体制がとられていることを必須要件とし、次の各号に定めるいずれかの資格を有する施設を認定研修施設として認定する。

- (1) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設
- (2) 特定機能病院
- (3) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院
- (4) その他、施設からの申請に基づき本法人により承認された施設

（その他、本法人により承認された施設）

第22条 「その他、本法人により承認された施設」は制度委員会で協議し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会において承認される。

(申請)

第23条 認定を希望する施設は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(認定証の交付)

第24条 第9条、第10条、第11条の規定を準用する。この場合の認定がんナビゲーターは認定研修施設に読み替えるものとする。ただし、第9条第4項については、施設責任者のみへの通知とする。

(研修施設の認定期間)

第25条 認定研修施設の認定期間は5年間とする。認定の更新については制度委員会で協議し、本法人で決定することとする。

第7章 規則の変更

第26条 この規則の変更は、制度委員会において検討し、本法人理事会の承認を得て行う。

補 則

第27条 本規則の施行に伴う細則は、別に定める。

附 則

1. 本規則は平成25年7月31日より施行する。
2. 本規則は平成26年6月20日より施行する。
3. 本規則は平成26年11月19日より施行する。

認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則運用細則

第1章 総 則

(運用細則)

第1条 一般社団法人日本癌治療学会（以下、本法人と略す。）は、認定がん医療ネットワークナビゲーター（以下、認定がんナビゲーターと略す。）認定制度に関する業務は、本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則（以下、制度規則と略す。）に定められたことの他は、本運用細則によって行う。

(庶務)

第2条 認定がんナビゲーター制度に関する庶務は、本法人事務局にて行う。

第2章 認定がんナビゲーター制度委員会

(認定がんナビゲーター制度委員会の構成)

第3条 認定がんナビゲーター制度委員会（以下、制度委員会と略す。）は、がん診療連携委員会委員長により推薦され、本法人理事会により承認された委員15名以内をもって構成する。

(制度委員会委員長の選任)

第4条 制度委員会委員長はがん診療連携委員会委員長の推薦により選任される。

(制度委員会委員長、委員の任期)

第5条 任期は2年とし、再任を妨げない。

(制度委員会の招集)

第6条 制度委員会は、制度委員会委員長がこれを招集する。

(制度委員会の定足数等)

第7条 制度委員会は、委員の過半数の出席をもって議決することができる。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

2 制度委員会の議事は出席者過半数をもって決し、可否同数の時は委員長が決するものとする。

第3章 認定がんナビゲーターの申請

(認定基準)

第8条 本法人認定がんナビゲーターの資格認定基準は、制度規則第1条、第2条、第3条及び第4条の規定に基づき、1) 初期診断から終末期医療まで一連のがん治療全般に必要とされる一般的な医療情報の適切な収集とその提供ができ、2) 活動の地域性に準拠した①がん診療情報や医療サービス情報の収集と提供、②クリティカルパスの運用支援、③臨床試験、治験に関する情報の収集と提供ができ、3) 当該医療機関の医療スタッフや医療事務職との連携のもとに、適正医療の遂行に必要不可欠な知識、見識、実務経験を求めるものとする。その具体的な内容の確定に当たっては、地域性のみならず、常に広く国際性にも配慮した情報を提供できるものとする。

(認定業務とその公知)

第9条 制度委員会は、毎年、合議によって、次年度の認定がんナビゲーター認定業務に関する要綱と審査基準を定め、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会の決議を経て、これを公知する。

(申し込み条件)

第10条 個人のメールアドレスを取得していること及びセミナー参加費等のカード決済ができること。

(e ラーニング科目と修了要件)

第11条 制度規則第6条第1号に定めるeラーニングシステムにおける所定の科目とは、「がん医療専門チームスタッフのためのeラーニングプログラム」(CANCER e-LARNING, <http://www.cael.jp/>)の「がん医療ネット

トワークナビゲーター養成コース」の全科目をいう。科目ごとに設定された小テストにおいて6割以上の正答をもって科目修了とし、直近の3年間に指定された全科目を聴取し、すべての小テストに合格していることが申請要件となる。

(e ラーニング受講申請)

第12条 制度規則第6条第1号に定めるeラーニングシステムを聴講するには、本法人のホームページ「がん認定ナビゲーター制度」(<http://www.jsco.or.jp/>)より申し込みをし、識別番号とパスワードを取得しなければならない。

(e ラーニング科目的決定と公知)

第13条 制度委員会、毎年、制度規則第6条第1号に定めるeラーニングシステムにおいて更新ないしは追加・削除すべき科目について検討し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人がん医療エキスパート育成事業運営会議に付議し、同会議で決定して公知する。

(本法人の開催する認定がんナビゲーター教育研修セミナー)

第14条 制度委員会は、毎年度、制度規則第6条第2号に定める「本法人の開催する教育研修セミナー(Aセッション)」、「本法人の開催するコミュニケーションスキルセミナー(Bセッション)」の内容と受講料を決定し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会で承認を受け、これを公知する。また、本法人が行うセミナー等の受講修了者には、受講証明を行なう。

(セミナーの受講申請)

第15条 本法人のホームページ「がん認定ナビゲーター制度」より申し込みをすること。

(コミュニケーションスキルセミナー申請時の条件)

第16条 申請までにeラーニングの指定された科目を修了すること。教育研修セミナーを受講していること。

(地域医療ネットワークの定義)

第17条 医療機関、非医療関係に関わらず、がん患者と関わりを持っている施設もしくは組織。

(1) 特定の治療法、代替療法、健康食品等を推奨する団体の運営者又は個人でないこと。

(2) 特定の政治団体、宗教団体を支持する団体の運営者又は個人でないこと。

(3) 倫理的に適切な活動をしていると認められる団体であること。

(がん医療ネットワークナビゲーター責任者の業務)

第18条 地域の実情に応じて実地研修施設の指導責任者と協議を行い、実地研修希望者の指定研修施設を決定する。

2 実地研修希望者の問い合わせに応じて、希望者が所属しているネットワークが、本法人の定める地域医療ネットワークネットワークに該当するかについて判断を行う。場合によっては制度委員会と協議を行う。

3 希望者がネットワークネットワークに所属していないと判断された場合は、適切なネットワークに所属するように勧める。

(指導責任者の業務)

第19条 地域(都道府県)のがん医療ネットワークナビゲーター責任者と協議し、実地研修希望者の受け入れを決定する。

2 がん相談支援センター相談員等の指導責任者が認める協力者と連携する。

3 実地研修希望者と研修スケジュールを調整する。その際、必要なら、外来部門、キャンサーサポート、緩和ケアチームとの調整を行う。

(地域医療ネットワークの実地研修)

第20条 制度規則第6条第3号に定める「地域医療ネットワークの実地研修」(以下、実地研修と略す。)は、制度規則第3条第1号、第2号、第3号、第4号に定めるすべての業務を研修項目とする。

2 実地研修は、本法人が定める認定研修施設において都合5日間以上で行うものとする。

3 実地研修では、指導責任者の指導のもと、認定研修施設の相談支援センターを拠点とし、当該地域がん医療ネットワーク参加施設、公共医療・福祉サービス機関からの情報収集と相談・ナビゲーターの

実践実習を行う。

(実地研修内容の決定と公知)

第21条 制度委員会は、制度規則第6条第3号に定める「地域医療ネットワークの実地研修」の具体的な研修内容について決定し、がん診療連携委員会の承認を得て、公知するとともに、認定研修施設の指導責任者に、研修内容表を送付し、研修を依頼する。

(地域医療ネットワークの実地研修申請時の条件)

第22条 本法人の定めるがん医療に関わる地域医療ネットワークに所属していること。

2 eラーニングの指定された全科目を修了していること。

3 教育研修セミナー、コミュニケーションスキルセミナーを受講していること。

(実地研修の審査)

第23条 審査においては、前項に定める研修の内容目録として、担当したがん患者（入院・外来は問わない）のうち、10例の一覧表を提出する。

2 研修の修了証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長による証明は公印、指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

(受講料・申請料)

第24条 eラーニング受講、本法人の開催する教育研修セミナー受講、コミュニケーションスキル研修会受講及び審査申請の申し込みをした者は、本法人理事長が定めた期日までに受講料及び申請料を納付しなければならない。

2 受講料は本法人の定めに従う。

3 審査申請料は、5,000円とする。

(認定料)

第25条 資格審査に合格した者は、本法人理事長が定めた期日までに、認定料として10,000円を納付しなければならない。

第4章 認定がんナビゲーターの更新

(更新認定業務とその公知)

第26条 制度委員会は、毎年度、合議によって、次年度の認定がんナビゲーター更新業務に関する要綱を決定し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会の承認を経て、これを公知する。

(更新の通知)

第27条 制度委員会は、認定がんナビゲーターとして認められた者につき、半年前までに、5年間の資格期限が終了することを連絡し、認定がんナビゲーターとしてあるためには更新の手続きを要することを通知する。

(活動実績)

第28条 審査においては、認定がんナビゲーター資格認定期5年間に、更新申請者が担当として経験したがん患者（入院・外来は問わない）のうち30例の症例一覧表を提出する。

2 認定がんナビゲーターの活動実績の証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長による証明は公印、指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

(申請料)

第29条 更新申請者は、審査料として5,000円を納付しなければならない。

(認定料)

第30条 資格審査に合格した者は、本法人理事長が定めた期日までに、認定料として10,000円を納付しなければならない。

(更新猶予)

第31条 認定がんナビゲーターの更新猶予に関する正当な理由とは、次のいずれかの号を満たすものとする。

- (1) 海外留学、海外赴任など洋行のために実績が不足する場合。
 - (2) その他、制度委員会が正当と認める場合（出産・介護など）。
- 2 猶予期間は最長3年間とし、猶予期間中は認定がんナビゲーターを呼称することはできない。
- （更新猶予の決定）
- 第32条 本法人理事会は、がん診療連携委員会委員長を通じて、制度委員会より答申された認定がんナビゲーターの更新猶予審査の結果を吟味し、更新猶予を認める申請者を決定し、結果を速やかに更新猶予申請者に通知する。

第5章 認定がんナビゲーターの認定抹消と復活

（認定の抹消と復活）

第33条 制度委員会は制度規則第15条に基づき、認定がんナビゲーター認定の抹消または復活を要する事例が認められた場合、その報告書を作成して本法人理事会に報告し、その議決を経てこれを公知する。

第6章 申請者の所属施設

（申請者の所属施設）

- 第34条 制度規則第6条第4号に定める施設は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。
- (1) がん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織。
 - (2) 年間がん患者を100例以上診療している。ただし、希少疾患を専門としている施設の診療実績症例数については、制度委員会で別途規定する。
 - (3) 本法人の定める指導責任者が常勤している。
 - (4) 院内がん登録が実施あるいは実施予定されている。

第7章 規則の変更

第35条 本規則を変更する場合は、制度委員会において検討し、がん診療連携委員会の承認を経る。

附 則

1. 本細則は平成26年6月20日より施行する。
2. 本細則は平成27年2月4日より施行する。

実地研修要綱（V1.1.6）

【はじめに】がん医療ネットワークナビゲーター（以下ナビゲーター）の役割は以下の通りです。

- ① 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を収集する。
- ② がん患者・家族等の求めに応じ、がん診療情報や医療サービス情報を適切に提供する。
- ③ 地域連携クリティカルパスの運用支援を行う。
- ④ 臨床試験・治験に関する情報を適切に提供する。
- ⑤ 医療介入またはこれに相当する可能性のある行為は行わない。

Aセッション、eラーニング、Bセッションを修了した方が、ナビゲーターの実務を開始し上記の役割を果たす前に最後の研修として実地研修を位置づけています。ナビゲーターの役割の一つに、がん相談支援センター相談員（以下相談員）の業務を、拠点病院や拠点病院以外の地域で補完する役割があります。地域のネットワークに所属して、地域・生活の場でがん患者さん・ご家族の困難を拾い上げ、ネットワークの適切な場に「つなぐ」事がナビゲーターの大きな役割です。従って、ナビゲーターの実施研修を指導責任者※の指導の下に認定研修施設※のがん相談支援センターを中心に行う事としました。実地研修では以下のことが求められ評価されます。

- ① がん患者さんの診療場面を見聞すること。
- ② 実際に相談者との面談を経験すること。
- ③ がん相談支援センターの業務を理解する事。
- ④ がん相談支援センター等、ネットワークの構成員と顔の見える関係を構築すること。
- ⑤ ナビゲーターが所属するネットワークの中での自分の活動の場を明らかにする事。
- ⑥ 相談者およびネットワークの他の構成員と良好なコミュニケーションを維持する事があります。

これらの研修を通じて倫理面も同時に評価されます。

- ① ナビゲーターの立場を明らかにする事。
- ② 個人情報の取り扱い。
- ③ 守秘義務。
- ④ 医療介入やこれに相当する可能性のある行為は行わない。

経験した相談症例はすべて報告書に記載し指導責任者の評価を得ていただきます。実地研修の審査は、担当したがん患者のうち10例の一覧表に基づいて認定研修施設の施設長および指導責任者が研修の終了証明を行います。

*指導責任者（日本癌治療学会正会員かつ日本がん治療認定医機構の認定するがん治療認定医の条件を満たし日本癌治療学会が指導責任者として認定した医師）

* *認定研修施設（指導責任者1名以上が常勤し、指導責任者の下に十分な指導体制がとられていて以下の項目のいずれかの資格を有し日本癌治療学会が認定研修施設として認定した施設）

- (1) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設
- (2) 特定機能病院
- (3) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院
- (4) その他、施設からの申請に基づき本法人により承認された施設
(その他、本法人により承認された施設)